

財務省告示第八十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年二月十五日に発行した利付国債の発行条
件を次のとおり告示する。
平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百四
十一回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項、平成十
七年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する
法律（平成十七年法律第十九号）
第二条第一項及び財政融資資金
特別会計法（昭和二十六年法律
第一百一号）第十一条第一項並び
に国債整理基金特別会計法（明
治三十九年法律第六号）第五条
ノ二

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に進行される入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率と

五

方募

イ

入札発行競争
価格競争
入札発行競争

口

八

行争非者特国札非
入価・別債発競
札格第参市行争
発競加場入

し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各債市札
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第
一非競争入札発行」という。）
及び価格競争入札の決定を
した後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第一非競争
入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
ものからそのうち応募価格の割
り当てられる。応募額を案分
割り当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

八 国債市場	口 札非 発行競争 行争入	六 イ 発行 入札発行競争 札格競争 行争額 争入札発行競争額	二 特別参加 者・第 非価格 争入札 行争額
国債整理基金特別会計法第五条	付二の規定に基づき発行した利 ノ二の規定に基づき発行した利 国債整理基金特別会計法第五条 十萬元	億円 額面金額で一兆五千四百三十八 うち、財政法第四十一条の規 定に基づき発行した利付国債に ついで、は、額面金額で十七億五 十億五千九百七十五万円、平成 十七年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律第二条第一項の規定に基 づき発行した利付国債について は、額面金額で十七億五千万円、 は、額面金額で十七億五千万円、 財政資金特別会計法第十一 条第一項の規定に基づき発行し た利付国債については、額面金 額で五千一億五千八百十五万 円、国債整理基金特別会計法第 五条ノ二の規定に基づき発行し た利付国債については、額面金 額で八千五百二十八億八千六百 十萬元	各国債市場特別参加者ごとの 募集限度額の範囲内において各 申込みの応募額を割り当てる。

	九 八					七																	
	振 額 最		二			八		口		イ	二												
替 単 位	低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	札 発 競 入 行 争	非 競 争 入 行 争	入 札 発 競 入 行 争	価 格 競 争 額	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加 場	
の 振 替 法 の 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	五 万 円				円 千 五 百 六 億 五 千 百 七 十 七 万 六 千					千 円 四 百 十 億 五 千 四 百 八 十 万 八	百 円 十 二 億 八 千 八	十 四 万 五 千 四 百 三 十 三 億 二 千 二 百 三	一 兆 五 千 四 百 三 十 三 億 二 千 二 百 三			五 百 七 億 円	付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	ノ 二 債 整 理 基 金 特 別 會 計 法 第 五 条			四 百 十 一 億 円	付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利

発

十
一
イ

口

十
三
二

十
四

入札発行
価格競争
行日

非競争
入札

国債
市場

特別
参加

非競争
入札

行及
び

債市
場

別参加
者

・第
非

価格
競争

入札
発行

利率
子

第
二
期
以

額の整数倍の金額によるものと

す。平成十八年二月十五日

額面金額百円につき九十九円九

額面金額百円につき九十九円九

年〇・三パーセントを支払期

平成十八年八月十五日を

とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、

その翌営業日に支払う。以下、

次及び第十五号において規定

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年二月十五日及び八月十五日

十九	十八	十七	十六	十五		
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子
平成十八年二月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日本銀行	額面金額	平成二十年二月十五日	を、その日以前六月間に属する